

神奈川県プレジャーボート対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県知事（以下「知事」という。）が管理する水域等におけるプレジャーボートの不法な係留保管の解消に向けた基本的対策（以下「プレジャーボート対策」という。）を定め、これらの対策を推進することによりプレジャーボートの係留保管の秩序を確立し、もって河川法（昭和39年法律第167号。以下「河川法」という。）第2条、海岸法（昭和31年法律第101号。以下「海岸法」という。）第1条等の規定に基づく水域等の適正な管理に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) プレジャーボート 船舶のうち、次に掲げるものを除いたものをいう。
 - ア 漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船
 - イ 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第2条第2項に規定する遊漁船
 - ウ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業に使用する船舶その他知事が定める業務用船舶
 - エ 国又は地方公共団体の所有する船舶
 - オ その他知事が定める船舶
- (2) 係留保管 プレジャーボートを、水上においては浮き桟橋若しくは係留杭等につなぎ留め、又は係留浮標を用いて停留させ、陸上においては船台等に定着させるなどして保管することをいう。
- (3) プレジャーボート所有者等 プレジャーボートの所有権又は使用权を有する者をいう。
- (4) 係留保管施設 プレジャーボートを係留保管するために整備した次に掲げる施設をいう。
 - ア 国又は地方公共団体が設置した施設
 - イ 国又は地方公共団体以外の者が法令に定める手続を経て設置した施設
- (5) 水域等 知事が管理する次に掲げる区域をいう。
 - ア 河川法第6条第1項に規定する河川区域
 - イ 海岸法第3条第1項に規定する海岸保全区域
 - ウ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第3項に規定する港湾区域及び同法第37条第1項に規定する港湾隣接地域
 - エ 神奈川県法定外公共用財産の使用に関する規則（昭和59年神奈川県規則第98号）第2条に規定する区域
- (6) 廃船 老朽、破損等のため船舶としての機能を喪失し、又は所有者が不要とした船舶をいう。
- (7) 放置 プレジャーボートが係留保管施設又は正当な権原に基づき係留保管を行う場

所以外の場所に係留保管されている状態をいう。

(対策の実施)

第3条 知事は、第1条の目的を達成するため、この要綱で定めるプレジャーボート対策を計画的、かつ、総合的に実施するものとする。

(広報啓発等)

第4条 知事は、水域等におけるプレジャーボートの適正な利用を図るため、次の各号に掲げる者に対して、当該各号に掲げる事項について広報、啓発、指導、要請等を行い、プレジャーボートの利用、保管等に関する社会的コンセンサスの形成に努めるものとする。

(1) プレジャーボート所有者等

ア プレジャーボートを放置してはならないこと。

イ 水域等に関する法令等を遵守するとともに、他の船舶の航行の安全及び秩序ある水域利用の確保並びに周辺環境に配慮して、プレジャーボートの適正利用に努めること。

ウ 水域等の環境保全に留意し、ごみ、油等を投棄してはならないこと。

エ 適正な廃船の処理を行うこと。

(2) プレジャーボートの製造、輸入又は販売をする者

ア プレジャーボート所有者等に対して、プレジャーボートを放置してはならないことを周知すること。

イ プレジャーボート所有者等に対して、プレジャーボートの利用に関する船舶の航行ルール及びマナーを遵守するよう周知すること。

(3) 係留保管施設の管理者

保管委託を受けたプレジャーボート所有者等に対して、安全航行等の指導を行うこと。

(係留保管施設の整備)

第5条 知事は、次の各号に掲げる事項に留意のうえ、民間事業者等と協力して、水域等において係留保管施設の整備に努めるものとする。

(1) 民間マリーナとの役割分担を行い、原則として小型艇を対象とした施設とすること。

(2) 簡易な設備や機能を主体とした施設とすること。

(3) 民間事業者又は第3セクターによる施設整備の促進、それらとの連携等を図ること。

(4) 既存施設の活用を含めて幅広い手法を用いること。

(5) 国又は関係市町村との連携を図ること。

(暫定係留区域の指定等)

第6条 知事は、水域等において恒久的な係留保管施設が整備されるまでの間、知事が管理する河川のうち、その適切な構造及び管理方法と相まって、治水上、河川環境上支障のない区間に限り、必要に応じて、暫定的に係留施設の設置を認める区域（以下「暫定係留区域」という。）を指定するものとする。

- 2 暫定係留区域の指定に係る事務は、知事が別に定める基準に従い、土木事務所長及び治水事務所長（以下「所長」という。）が行う。
- 3 知事は、第1項の規定により暫定係留区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係機関の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、必要があると認めるときは、暫定係留区域を変更し、又はその指定を解除するものとする。
- 5 暫定係留区域において係留施設を設置しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

（放置艇の移動措置等）

第7条 知事は、水域等に放置されているプレジャーボートを係留保管施設又は正当な権原に基づき係留保管する場所に移動するよう指導するとともに、必要に応じ、河川法、行政代執行法（昭和23年法律第43号）その他関係法令の規定に基づいて、知事が管理する水域等から移動するよう努めるものとする。

- 2 知事は、係留保管施設の整備、暫定係留施設の設置の状況、水域等の管理上の支障の程度等を勘案し、重点的にプレジャーボートを撤去する必要があると認められる区域（以下「重点的撤去区域」という。）を定め、当該区域内に放置されているプレジャーボートから、逐次移動するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による移動後の水域等の管理を強化し、放置の再発を防止するよう努めるものとする。
- 4 重点的撤去区域を定める事務は、知事が別に定める基準に従い、所長が行う。
- 5 知事は、第2項の規定により重点的撤去区域を定めようとするときは、あらかじめ、関係機関の意見を聴くものとする。
- 6 知事は、必要があると認めるときは、重点的撤去区域を変更し、又はそれを解除するものとする。

（廃船の処理）

第8条 知事は、廃船となったプレジャーボートの所有者に対して、その速やかな処理を求めるとともに、所有者が明らかでない場合は、関係機関と協力して関係法令等の規定に基づいて処理するよう努めるものとする。

（国等との協力）

第9条 知事は、プレジャーボート対策を実施する際は、国、市町村その他関係機関と連携を図るとともに、必要な協力を要請するものとする。

（協議会の設置等）

第10条 知事は、前条までに規定するプレジャーボート対策に関し、水域等ごとの具体的な不法係留船対策を検討するため、学識経験を有する者、関係行政機関の職員、神奈川県職員のその他の知事が別に定める者による不法係留船対策協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

- 2 知事は、協議会の検討結果を踏まえて、具体的な不法係留船対策に係る年次計画を定め、当該年次計画に基づいて逐次対策を講じるものとする。
- 3 協議会の組織、運営等に関し必要な事項は知事が別に定める。

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。